

事業群評価調書(令和5年度実施)

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	地域振興部 交通政策課	鳥居 祐輔
施策名	1 人流・物流を支える交通ネットワークの確立	事業群関係課(室)		
事業群名	① 航空路線の拡充と長崎空港の運用時間延長	令和4年度事業費(千円)	※下記「2. 令和4年度取組実績」の事業費(R4実績)の合計額	83,495

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)								
長崎空港の就航状況により24時間離発着できる体制を整備するため、官民連携した取組を推進し、空港管理、CIQ等国関係者への協議要請を実施するとともに、国際・国内航空路線の路線誘致を強化し、深夜早朝便搭乗者に向けた受入体制の整備及び交通アクセス確保を行います。		i)長崎空港24時間化における官民連携の推進 ii)運用時間の延長及び24時間化推進に向けた空港管理、CIQ等国関係者への協議要請 iii)国際・国内航空路線の路線誘致の強化 iv)深夜早朝便搭乗者に向けた受入体制の整備 v)深夜早朝便搭乗者のための交通アクセス確保								
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	長崎空港での運航可能な時間	目標値①	17時間	19時間	19時間	24時間		24時間(R6)		長崎空港の24時間化に向けては、国と協議を重ねてきた結果、令和4年3月に航空管制業務のリモートによる運用が開始され、航空需要に応じた弾力的な運用が可能となった。今後は、臨時便やチャーター便等の誘致活動を一層強化し、定期便化に繋げることで、運用時間の延長を図るとともに、将来的には長崎空港の24時間化に繋げていく。
		実績値②	15時間(R元)	15時間				進捗状況		
	達成率②/①		88%	78%				やや遅れ		

2. 令和4年度取組実績(令和5年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事業事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和4年度事業の成果等	
				R3実績	うち一般財源	人件費(参考)		R3目標	R3実績	達成率		
取組項目 i ii iv v	○	1	長崎空港24時間化推進事業	603	603	7,790	令和4年度事業の実施状況(令和5年度新規・補正事業は事業内容) 事業対象 長崎空港の運用時間延長に向け、令和4年3月に運用開始されたリモート管制の活用を視野に、航空会社・航空関係者との運用時間外の運航について協議を実施した。				【活動指標】	10
				580	580	7,653		航空会社・貨物事業者等との実務協議(回)	10	10		100%
				—	—	—		【成果指標】	—	—	—	
				—	—	—		運用時間延長手続きの実施	—	—	—	
			(R4終了)H28-R4	—	—	—		【成果指標】	17	15	88%	
交通政策課	—	—	—	航空会社	長崎空港での運航可能な時間(時間)	19	15	78%				

取組項目 iii	○	2	県内空港活性化推進事業	89,093	5,236	15,580	県、市町及び各種団体等で構成する長崎県空港活性化推進協議会を通じて、県内市町及び航空会社等とも連携し、県内空港の利用促進対策を実施。新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が落ち込んでいる県内空港発着の国内定期路線等を早期に回復させるため、各航空会社が行う利用促進事業に対して支援を行った。	【活動指標】	10	10	100%	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・令和4年3月に運用開始されたりリモート管制を活用し、初日の出チャーターフライトを実施。運用時間延長に向けた取組に貢献した。また、各航空会社が様々な利用促進策に取り組んだ結果、全国旅行支援の効果もあるが、令和4年度の長崎空港の利用者数は257万人となり、最盛期(H30年度)の8割程度まで回復した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、目標を達成することが出来なかったが、運用時間外における運航や各航空会社の利用促進を図り、目標達成に向け寄与した。
				82,915	6,354	15,580		国内航空会社等との実務協議(回)	10	10	100%	
				11,280	11,280	15,432		長崎空港等活性化調査の実施	10			
				—				【活動指標】	—	—	—	
				—				長崎空港新規就航路線延べ数	—	—	—	
				—				【成果指標】	17	15	88%	
H13-	—			長崎空港での運航可能な時間(時間)	19	15	78%					
交通政策課	—	—	—	航空会社、旅行会社、空港ビルディング、利用者	19							
取組項目 i ii iv v	○	3	長崎空港活性化事業				航空会社や航空関係者と協議のうえ、運用時間延長・24時間化や航空ネットワーク拡充等に繋がる具体的な各種施策(臨時便やチャーター便の誘致等)を実施する。 また、長崎空港24時間化推進委員会や下部組織であるプロジェクトチーム(2次交通対策PT、空港ビル内受入対策PT、利用促進対策PT、大村市内滞在対策PT)において、官民連携した取組を行う。	【活動指標】				
				61,000	32,000	7,716		臨時便の運航回数(往復)	10			
				—				チャーター便の運航回数(往復)	8			
				—				【成果指標】				
				—				長崎空港の24時間化	—			
				—				【成果指標】				
(R5新規)R5-7	—			長崎空港利用者数(万人)	309							
交通政策課	—	—	—	航空会社								

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 長崎空港24時間化における官民連携の推進		<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>長崎空港の24時間化に向けては、2次交通対策など諸課題の解決のため、官民が連携し、具体的方策を検討する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>長崎空港24時間化推進委員会及び下部組織である4つのプロジェクトチーム(2次交通対策PT、空港ビル内受入対策PT、利用促進対策PT、大村市内滞在対策PT)において検討を深めていく。</p>
ii 運用時間の延長及び24時間化推進に向けた空港管理、CIQ等国関係者への協議要請		<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>運用時間を延長するためには、深夜早朝帯に運航する航空会社の確保やCIQ等国関係者との調整等を行い、国土交通省(運用時間延長の決定)へ要望を実施する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>県として、リモート管制を活用した深夜早朝帯の臨時便等の実証運航を重ねながら、運用時間の段階的な延長が図られるよう関係者と協議を行っていく。</p>
iii 国際・国内航空路線の路線誘致の強化		<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>旅客需要が全国的に回復する中、長崎空港の特色を生かした施策展開で路線誘致を強化していく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>令和4年3月に運用開始されたリモート管制を活用し、深夜早朝便を中心に引き続き路線誘致を行っていく。</p>
iv 深夜早朝便搭乗者に向けた受入体制の整備		<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>深夜早朝便の受入に向けては、空港ビルや空港所在地である大村市内における体制整備が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>臨時便の実証運航等を通して課題検証を行うとともに、長崎空港24時間化推進委員会の下部組織である空港ビル内受入対策PT、大村市内滞在対策PTにおいて、事業者等と協議を行っていく。</p>
v 深夜早朝便搭乗者のための交通アクセス確保		<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>交通アクセス確保に向けては、利用者のニーズを踏まえながら、空港を起点とする2次交通の整備が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き長崎空港24時間化推進委員会の下部組織である2次交通対策PTにおいて、交通事業者等と協議を行っていく。</p>

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	令和5年度事業の実施にあたり見直した内容		令和6年度事業の実施に向けた方向性		
			事務事業名 事業期間 所管課(室)名	※令和5年度の新たな取組は「R5新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 iii	○	2	県内空港活性化推進事業 H13- 交通政策課	—	②	コロナ禍を経て旅客需要が全国的に回復する中、「選ばれる空港」となるため、他課と連携し、県が進めている移住・ワーケーションの取組と連動した施策展開などを行うことで、県内各空港の活性化に取り組んでいく。	改善
取組項目 i ii iv v	○	3	長崎空港活性化事業 (R5新規)R5-7 交通政策課	R5新規	②	令和5年度の誘致実績を踏まえながら、就航時期・路線について検討を進め、より高い効果が得られるような施策展開に取り組んでいく。	改善

注:「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点